

## 三重大学教育学部附属中学校『いじめ防止基本方針』

### いじめに対する基本的な考え方

#### 1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒と一定の人間関係のある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

『いじめの防止のための基本的な方針』平成25年10月11日文科科学大臣決定

#### 2. 「いじめ」の基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめ問題は被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ④ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑥ いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 「いじめ」の防止等のための対策の具体的な取り組み

#### 1. いじめ対策委員会

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、各学年生徒指導担当教員、該当担任、養護教諭、

スクールカウンセラー（必要に応じて、組織対応の弁護士）

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導

## 2. いじめの防止

### (1) いじめについての共通理解

- ア いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
- イ 生徒に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動を通じて、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- イ 生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくこと、生徒の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。
- イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
- ウ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育成

- ア 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
- イ 自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。

### (5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

- ア 生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- イ その際、全ての生徒が取り組みの意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## 3. 早期発見

### (1) いじめの実態を把握するための取り組み

- ア 日常的な生徒への目配り
  - ・教職員が、授業前など極力早めに教室へ上がるなど、休み時間も生徒とともに過

ごす時間を設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

イ 学習計画（ライフ）等の活用

- 学習計画を活用することにより、担任と生徒が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

ウ 教育相談などの実施

- 日常生活の中で、声かけ等、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。
- 学期に1回の教育相談をおこない、生徒の悩みの実態把握に努める。
- 学校生活アンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。

- (2) 保護者との信頼関係を確立することで、日々の家庭訪問や家庭連絡等を通して、生徒の情報交換ができるようにする。

#### 4. いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、いじめに係る相談を受けた場合、真摯に傾聴する。いじめを受けた生徒、知らせてきた生徒の安全を確保することも必要。

イ 発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、学校の設置者である大学、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

(2) いじめられた生徒または、その保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒の安全を確保し、安心して学校生活を送れるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家（スクールカウンセラー・大学の弁護士）の協力を得る。

(3) いじめた生徒への指導または保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、保護者にも迅速に連絡し、協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。状況に応じて、特別な指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

## 5. 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされている疑いがある場合、次の点に留意しながら厳正に対応する。

- ア 速やかに、三重大学、文部科学省に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や、所轄警察署等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- イ 三重大学、文部科学省と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ・ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合…いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査による事実関係の確認とともに、いじめられた生徒への指導やいじめられた生徒の状況に応じたケア・支援をおこなう。
  - ・ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合…当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査をおこなう。
- ウ 上記調査の結果については、被害生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6. その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

全教職員で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、対応についての共通理解を図る。

### (2) 校内研修の充実

少なくとも年 1 回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図る。

### (3) 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (4) 学校評価等

学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

### (5) 家庭や地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

※ここでいう地域とは、橋北地区青少年育生協議会をふくむ、橋北地区を指す。